

立川市史デジタルテクノロジー活用方針 令和7年3月時点(ページ数は調整中)

目次

1 はじめに -----	1
2 現状と今後の方向性 -----	1
(1)本市における編さん事業の概略 -----	1
(2)周辺自治体におけるテキストの公開状況 -----	2
(3)デジタルテクノロジーのメリット、デメリットと今後の方向性-----	2
3 デジタルテクノロジー活用方針 -----	3
(1)目的と位置付け-----	3
(2)デジタルテクノロジー活用とは -----	3
(3)デジタルテクノロジー活用の対象 -----	4
(4)デジタルテクノロジー活用の手順 -----	4
(5)手順ごとの現状と今後の取組 -----	4
4 デジタルテクノロジー活用における留意事項 -----	5
(1)所有者等の承諾及び著作権、肖像権について -----	5
(2)個人に関わる情報の取扱い -----	5
(3)経費と補助金 -----	5
(4)他部署管轄のコンテンツについて-----	6
(5)他部署にてデジタルアーカイブが新設された場合-----	6
(6)刊行物販売とインターネット上で公開することについて-----	6
5 実施体制、スケジュール、課題 -----	6
(1)編さん事業期間の実施体制 -----	6
(2)編さん事業期間後の実施体制-----	7
(3)スケジュール -----	7
(4)課題-----	7

立川市史デジタルテクノロジー活用方針

1 はじめに

平成 27 年度に開始した、立川市の市史編さん事業も今年度で丸 10 年が過ぎようとしています。令和 10 年度までの残り4年間で、さらに立川市史に関連する資料の収集、分析、保存と、市史の執筆、刊行を進めていきますが、合わせて市史編さんの成果を積極的に公開し、広めていく取組が必要になっています。

このため、この「立川市史デジタルテクノロジー活用方針」では、収集した資料のデジタル変換、及び今回の編さん事業の成果をインターネット上で広めていく際の方向性について、以下のとおり取りまとめました。

まず、本市及び他自治体における自治体史編さんとそのデジタルテクノロジー活用の現状を整理しました。その上で、本方針の目的とデジタルテクノロジー活用の具体的な手順、及び留意事項を列記しました。そして、実施体制とスケジュールについて示しています。

2 現状と今後の方向性

(1)本市における編さん事業の概略

本市では平成 27 年度から令和 10 年度の 14 年間にわたり、約 50 年ぶりとなる市史編さん事業を実施しています。石器時代から令和の世に至る立川のまち・くらしの移り変わりを記録して後世へ大切に継承するため、本編となる「通史編」上下巻、「民俗・地誌編」のほか、調査報告書7冊、資料編 12 冊、普及版1冊を含む別編3冊の計 25 冊を刊行する予定です。

加えて、年1回、それぞれテーマの異なる講演会、企画展を開催するとともに、事業の進捗報告や特集記事等を載せた広報紙『たちかわ物語』を年2回発行、市ホームページにて関連情報を掲載するなどして、編さん事業の周知に努めています。

本事業に通底するものとして、デジタルテクノロジーの活用、歴史的公文書取扱いの整理、事業期間後に向けた市史編さんの成果を市民に還元するための体制づくり、基盤整備が課題となっています。

(2) 周辺自治体におけるテキストの公開状況

・テキストの公開状況

① 目次からテキストビューアへ遷移し、版面も閲覧できるもの(資料1参照)

・昭島市デジタルアーカイブ「あきしま 水と記憶の物語」 通史編、普及版、民俗編、史料編を掲載。

・小平市立図書館／こだいらデジタルアーカイブ 地理・考古・民俗編、近世編、近現代編を掲載。

なお、図録、写真集は版面を掲載。

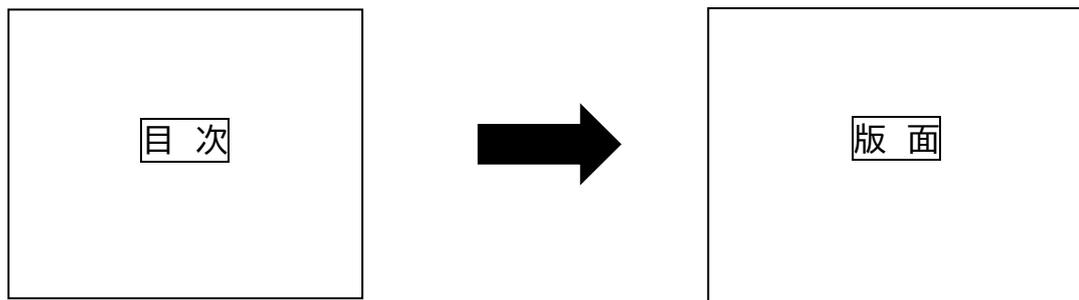
・多摩市デジタルアーカイブ 通史編、民俗編を掲載。



② 目次から版面へ遷移するもの

・西東京市図書館／西東京市デジタルアーカイブ 田無市史の通史編・民俗編、保谷市史の通史編を掲載。

・瑞穂町図書館／温故知新－瑞穂町を旅する地域資料 通史編を掲載。



なお、各市は ADEAC を活用している。

立川市としては、閲覧時の読みやすさから(1)の形を目指していきたい。

(3) デジタルテクノロジー活用のメリット、デメリットと今後の方向性

①-1 利用者、管理者に共通のメリット

・原則として入手に費用や時間を要しないこと。

・インターネット上でいつでも、どこでも閲覧できること。

・他に閲覧者が居ても閲覧できること。

・資料が汚れたり劣化しないこと。

・随時、コンテンツを追加できること。

・他自治体史と同じプラットフォームで公開した場合、相乗効果でより多くの閲覧が期待できること。

①-2 管理者にとってのメリット

- ・刊行物発行に加えて、より多くの人々に閲覧してもらえること。
- ・同時に不特定多数に閲覧させることができること。

②-1 利用者、管理者に共通のデメリット

- ・メンテナンス中やシステム障害等のアクセス制限が生じると閲覧できないこと。
- ・現代に近い時代や民俗・地誌関連の資料にはインターネットでの公開が困難なものがあること。
- ・閲覧環境が情報技術に依存するため、サービスの終了とともに公開終了ないし抜本的な対応の必要が生じること。
- ・単一の業者に長期にわたり依存していると、その業者が事業から撤退した場合、代替業者への切り替えが容易では無い場合があること。

②-2 利用者にとってのデメリット

- ・管理者の都合で、閲覧が制限、終了してしまう場合があること。

②-3 管理者にとってのデメリット

- ・不特定多数に閲覧されることによるリスクへの対応を要すること。
- ・公開、運営するための経費を要すること。
- ・著作権等の権利の管理・保護が難しいこと。

③今後の方向性

これらのメリット、デメリットを踏まえ、変換において汎用性が高く、上記のデメリットがなるべく少なく済むよう留意しながら、紙による刊行物に加えて、刊行物の内容と関連資料をデジタル変換し、インターネット上で公開していくべきと考えます。

3 デジタルテクノロジー活用方針

(1)目的と位置付け

立川市史編さん事業において、その成果をデジタル化する対象、手順、スケジュール等を明確にし、総じてデジタルテクノロジーを活用する方向性を示すため、本方針を決定します。

また、市史編さん事業は、平成 28 年 3 月に決定された「立川市史編さん基本方針」(以下、基本方針)に基づき実施していますが、本方針は電子媒体に関する基本方針の下位の指針として位置付けます。

(2)デジタルテクノロジー活用とは

市史編さん及び本方針におけるデジタルテクノロジー活用とは、

- ①市史編さんの刊行物及び関連する資料をデジタル媒体に変換し、記録・保存すること。
 - ②デジタル変換した刊行物及び資料を、インターネット上に公開し広く知らしめること。
- の2つの取組を指すものとします。

(3) デジタルテクノロジー活用の対象

「新編立川市史」刊行物の内容及び立川市史編さん事業における資料

(4) デジタルテクノロジー活用の手順

Step1 刊行物編さん、資料収集、分析、保管

Step2 刊行物の内容のうちインターネット上で公開する対象を選択

Step3 公開対象の本文、資料について、所有者等への許可取り

Step4 公開対象の本文、資料のデジタル変換

Step5 公開対象のテキスト、資料のインターネット上での公開と更新

の5つの手順でデジタルテクノロジー活用を進めていきます。

(ここでは便宜上、刊行物の本文について、デジタル変換前を「本文」、デジタル変換後を「テキスト」と呼びます。)

(5) 手順ごとの現状と今後の取組

① Step1 刊行物編さん、資料収集、分析、保管

・刊行物については、令和8年度に本編として、通史編下巻と民俗・地誌編を刊行し、令和9年度に通史編上巻を刊行します。その他調査報告書、資料編、別編計 22 冊は令和 10 年度までに刊行する予定です。

・今回の市史編さんに関連する資料は膨大であり、その所蔵は多岐にわたります。市史編さん室に寄贈された資料や他機関所蔵の資料は整理されているものの、個人所蔵の資料にはまだ整理し切れていないものもあり、かつ編さん事業期間後にどのようにアクセスするかも課題となっています。編さん事業後も、市史編さんの成果である各資料にアクセスできるよう、具体的な体制、仕組み等について検討していきます。

② Step2 刊行物の内容のうちインターネット上で公開する対象を選択

・『新編立川市史』の各刊行物及び旧立川市史のうち、インターネット上で公開する対象を選びます。
・対象となった刊行物のうち、本文のほか、何をインターネット上で公開するか選択します。
・なお、本編である通史編上下巻は原則、本文ほかをインターネット上で公開できるよう準備していきます。その他の刊行物のテキストをインターネット上で公開するか否かについては、立川市史編さん委員会及びその他専門的知見を有する有識者とともにその可否について検討します。

③ Step3 公開対象の資料について、所有者等への許可取り

・公開対象の資料について、所有者や管理者に対し、著作権や個人情報の取扱いに留意しつつ、デジタル変換及びインターネット上での公開について許可を得ます。
・刊行物への掲載の許可を得る時点では、デジタル変換及びインターネット上での公開時期が決まっていないため、刊行物の許可取りとは別に、改めて許可を得る手続きをします。

④Step4 公開対象の本文、資料のデジタル変換

- ・刊行物本文のテキスト化を行います。
- ・掲載資料のデジタル変換を行います。このデジタル変換はテキスト、画像、音声、動画などへの変換を想定しています。

⑤Step5 公開対象のテキスト、資料のインターネット上での公開と更新

- ・公開対象のテキストのインターネット上での公開を行います。
- ・公開対象資料のインターネット上での公開を行います
- ・インターネット上での公開後も随時、コンテンツの追加等の作業を行います。一般的にデジタルアーカイブは公開時の情報のままだと、閲覧回数が年々減少していく傾向にあります。立川市の歴史が有する魅力を継続して発信していくためにも、更新は必要です。

* 立川市ホームページについて

本編を公開する場合、上下巻合わせて約 1,200 ページの文章と掲載写真が対象となります。よって、その容量と、管理更新や閲覧時の操作性を考慮すると、ホームページとは別のデジタルテクノロジーの活用が不可欠です。

4 デジタルテクノロジー活用における留意事項

(1)所有者等の承諾及び著作権、肖像権について

原則として、デジタル化する資料及び刊行物の内容全てにおいて、所有者ないし管理者の承諾を得ることとします。これに伴い、資料をインターネット上で公開する際には所有者ないし管理者から承諾が得られるようお願いしていくこととします。

また、デジタルテクノロジー活用之际は、権利者の著作権、肖像権を侵害しないよう留意します。

(2)個人に関わる情報の取扱い

市史編さん事業における資料は学術的な歴史資料である一方で、個人情報を含むものもあり、実在する人物等に結びついてしまう可能性を有しています。よって、個人情報の漏洩や悪用につながらないようにその取扱いには十分注意します。

また、掲載内容においては、当時使用されていた差別的表現が含まれる場合があります。一方、市史編さん事業の礎となる各種資料は、各地域で大切に伝えられてきたものであり、原則、原本の標記のままに公開すべきと考えます。こうした掲載をするのは決して差別の助長を意図するものではなく、資料における表現を尊重するのが目的です。いずれにせよ、掲載内容については、専門的知見を有する有識者と協議した上で、判断、決定していくものとします。[(3)と統合]

(3)経費と補助金

市史編さんの成果をインターネット上で公開する費用として、補助金・交付金の導入等により、可能な限り市単費による財政支出の抑制に努めるものとします。また、公開後、サイトの魅力を維持するた

めコンテンツの定期的な更新は必要ですが、更新費用を含め運用に要する経費も合理的に低廉になるよう努めることとします。

(4)他部署管轄のコンテンツについて

他自治体では、市史関連のコンテンツと文化財や地図、航空写真、関係者インタビューなど当該自治体に関するその他のコンテンツを、デジタルアーカイブの中で合わせて掲載している事例があります。

そうした各自治体の掲載状況を踏まえると、立川市に関するより多くの情報が同一サイト内で閲覧できた方が閲覧者にとっては好ましく、当該サイトの魅力もより高まるものと考えます。しかし、市史関連のコンテンツに加えそれ以外の要素を同一サイトに掲載していくか否かは、その内容及び掲載時期について、今後市史編さん室又はその後継組織が、関連部署と協議し、決定していくものとします。

(5)他部署でデジタルアーカイブが新設された場合

今後、立川市史関連のデジタルアーカイブが新設される前に、他部署にてデジタルアーカイブが新設された場合は、立川市史との親和性等に留意し、そのアーカイブに刊行物等市史編さんの成果を盛り込むことができるかどうか、協議します。

(6)刊行物販売とインターネット上で公開することについて

刊行物の内容をインターネット上で公開すると、刊行物が売れなくなるのではないかとの懸念については、刊行物の購入とインターネットでの閲覧はユーザー及びそのニーズが異なるので、インターネット公開が刊行物の購入を必ずしも阻害するものではない、とのご意見をいただいています。こうしたご意見を踏まえつつ、刊行物の販売時期とインターネット上での公開開始時期については、後述の「5 実施体制とスケジュール」「(3)スケジュール」を元に立川市史編さん委員会等で検討、決定していきます。

5 実施体制、スケジュール、課題

(1)編さん事業期間の実施体制

市史編さん事業期間である令和 10 年度まで、市史編さんに関する資料のデジタル変換は、市史編さん室が可能な範囲にて行います。ただし、その資料の内、文化財係(歴史民俗資料館)ほか担当部署等が所管する資料のデジタル媒体への変換とその時期については、担当部署と協議し決定します。また、その資料を市史編さん室がインターネット上で公開する際には担当部署と協議し許可を得ることとします。なお、デジタルテクノロジー活用は本編、別編の編さん及び事業期間後に向けた課題整理と並行して取り組むことになるので、事務局の人員増を含めた実施体制構築に向け調整します。

(2)編さん事業期間後の実施体制

上記(1)における「市史編さん室」(下線部分)を「市史編さん関連の事業を引き継いだ組織」と読み替えて実施することとします。なお、この組織の位置づけや構成は、市史編さん室が庁内調整等を行い、編さん事業後に備えるものとします。

(3)スケジュール

「新編立川市史」通史編(下巻)刊行後、準備を開始し、令和10年4月以降のインターネット上での公開を目指すものとします。

	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11～
デジタルテクノロジー活用	内容・財源の検討・調整		公開準備	公開	
旧立川市史			公開準備	公開	
通史編 下	編集・刊行		公開準備	公開	
通史編 上	編集・刊行			公開準備	公開
資料(重要な物)	収集・デジタル変換		公開準備	公開	
資料(それ以外)	収集・随時デジタル変換				随時公開
その他の刊行物	【掲載する刊行物と掲載のタイミングを以後検討】				

(4)市史編さん事業における今後の課題

事業期間が残り4年間となり、編さん事業の完了とその後を見据えた際には、以下の事柄が今後の課題となっています。

- ・デジタルテクノロジーを活用し、市史本編等の本文や市史編さんの基礎となる主たる資料をデジタル変換しインターネット上で公開して、市史編さんの成果を市民の皆さんへ還元すること
- ・立川市史を扱うアーカイブをどのようなものにするか検討すること
- ・市史編さん事業で収集した資料の保存・活用とそのため基盤整備
- ・歴史的公文書を後世へ残すためのルールと体制づくり